

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

盆暮れの役員賞与の届出

Q : 当社では、役員賞与を盆と暮れに支給しようと思っています。この場合の事前届出は、その支給する給与ごとに届出をすればいいのでしょうか？

A : 盆暮れに支給する場合であっても、その役員の職務の執行を開始する日までに届出をしなければなりません。

【解説】

役員給与は、一般的に定時株主総会から次の株主総会までの職務執行の対価と解されます。したがって、事前確定届出給与の職務執行期間も定時株主総会終結の日から開始されることとなり、職務の執行を開始する日とは、定時株主総会の開催日ということになります。

ところで、ご質問のように賞与を、たとえば1月から6月までの分を7月に、7月から12月までの分を12月に支給するとする定めを行ったとしても、役員給与は定時株主総会から次の定時株主総会までの1年間の職務執行の対価ですから、仮にそのような定めを定めたとしても、それは、会社が役員に委任した職務執行の対価について期間の経過に応じて支払う旨を明らかにしたにすぎず、いわば1年間にわたる職務執行期間の給与の支給方法を定めたにすぎません。したがって、このような場合であっても、特殊な場合を除き、その役員の職務の執行を開始する日は定時株主総会の開催日となりますから、所轄税務署長への届出も同日と会計期間3月経過日とのいずれか早い日までに届出を出さなければならないこととなります。注意してください。

